

令和3年6月25日

保護者の皆様へ

延岡市教育委員会教育長

延岡市における「働き方改革」実施に係る電話対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市教育行政及び教育活動にご理解とご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、現在、学校や子どもたちを取り巻く環境が多様化・複雑化している中で、教職員の時間外勤務の常態化が課題となっています。

本市では、宮崎県教育委員会が策定した「学校における働き方改革推進プラン」【改定版】に基づいて、教職員の働き方改革に取り組んでいますが、その一環として勤務時間外における電話対応を令和3年7月1日から下記のように実施することといたしました。

つきましては、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

記

1 学校における勤務時間外の電話対応について

(1) 平日

学校への電話連絡に対する職員の対応は、基本的に勤務時間として定められている【8：00から16：30まで】となります。

ただし、各学校の状況によって対応できる時間の設定に違いがありますので、詳細は各学校からのお知らせをご確認ください。

対応できない時間帯は、音声メッセージが流れるように設定します。なお、録音機能はございませんのでご了承ください。

(2) 週休日(土・日)、休日(祝日)および学校閉庁期間（8月9日～8月15日および12月29日～1月3日 ※年によって変わります。）

① 学校行事等が実施される日

平日と同じ扱いとさせていただきます。

② 上記①以外の週休日および休日

終日、音声メッセージとさせていただきます。

2 勤務時間外における緊急時の場合の連絡方法について

学校教育課(22-7031)や延岡市役所代表(34-2111)に電話をおかけください。また、必要な場合は、御家庭の判断により延岡警察署や延岡消防署等へおかけください。

緊急時とは・・・子どもたちの生命や安全に関わる重大事態が発生・発見したとき

3 実施期間について

上記1および2については、令和3年7月1日(木)から実施させていただきます。

(文書取扱 学校教育課)